

請願 第34号

受付 令和4年11月21日

中高層建築物の改修に係る現地確認と法令遵守の指導を求める請願

紹介議員 落合信太郎

・請願趣旨

41年前、昭和56年3月19日に、新築された当該中高層建築物は、その後、何回か転売され令和2年12月1日、現所有者に至った。

約二年前から足場を組み、ブルーシートを張り改修工事が始まり、これに伴い以下の事象が生じている。

- 1 令和4年1月23日（日）午前9時過ぎ、第三者による中高層建築物の大ガラス複数が粉砕され、周辺の市道にガラス破片が多数落下し、取手警察署が出動した。
- 2 近隣住民が、完成後の利用目的などが不明確な改修工事が行われているので不安を感じている。

具体的には、

- ① 昭和56年6月1日施行された新耐震基準以前の建築物であり法令に基づいた耐震補強は万全なのか。
- ② 粉塵などの環境対策は十分なのか。
- ③ また、10月から、中高層建築物隣接土地に駐車場造成工事も進められているが、造成工事に係る諸問題として事前申請したのかも不明で、近隣住民に説明もない。かつ、駐車場設置のため土砂を掘削搬出し、掘削に伴う土留め壁・擁壁設置等なく現在も処置されていない。
- ④ 駐車場造成工事は、土砂搬出の際、狭隘市道に、ダンプカーを横付けしての騒音発生や、近隣住民駐車場の自宅車両を出せない等の迷惑をかけ、10月7日、パトカー及び警察官3名が駆け付け警告した。その際、道路使用未申請が判明した、加えて交通誘導員も未配置だった。駐車場造成工事に伴う近隣住宅損壊への不安は拭えない。10月24日迄17日間土砂搬出作業を休止したが、10月25日再開、運転手は近隣住民に許可を取ったと弁明するのみで、再び110番通報されパトカーが出動することとなった。

また、近隣住民の要望として当該周辺は生活道路のため、安全防犯対策の徹底を講じてほしい。工期を明確にしてほしい。粉塵の人体への健康被害や、洗濯物汚染の懸念などが上がっている。

以上の現況を踏まえ、早急に次の事項を求める。

・請願事項

- 1 貴議会において、現地を確認すること。
- 2 執行機関において、法令遵守の確認、指導、助言等必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願する。

令和4年11月21日

請願代表者

住所 取手市本郷1-10-11

氏名 関鉄ニュータウン自治会

会長 貫井 徹ほか2人

取手市議会議長 殿